



宿泊約款I



(適用範囲)

第1条

- マロウドインターナショナルホテル成田(以下「当ホテル」とします)が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
- 当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申込み)

第2条

- 当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。
 - 宿泊者名
 - 宿泊日及び到着予定時刻
 - 宿泊料金(原則として別表第1の基本宿泊料による)
 - その他当ホテルが必要と認める事項
- 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を越えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

第3条

- 宿泊契約は、当ホテルが前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾しなかったことを証明したときはこの限りではありません。
- 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3日を越えるときは3日間)基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までに、お支払いいただきます。
- 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条および第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払の際に返還致します。
- 第2項の申込金を同額の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし申込金の支払期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

第4条

- 前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
- 宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(宿泊契約締結の拒否)

第5条

- 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
- 宿泊の申込みがこの約款によらないとき。
 - 満室(員)により客室の余裕がないとき。
 - 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、法の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
 - 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - 宿泊に関し合理的な範囲を越える負担を求められたとき。
 - 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
 - 宿泊しようとする者が、泥酔者等で、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき、あるいは宿泊者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (千葉県旅館業法施行条例第15条の規定より)

(宿泊客の契約解除権)

第6条

- 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。
- 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます)は、別表第2に掲げるところにより違約金を申し受けれます。ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合であって、その特約に応じるに当たって宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。
- 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合はその時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

(当ホテルの契約解除権)

第7条

- 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
 - 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき、又は同行をしたと認められるとき。
 - 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - 宿泊に関し合理的な範囲を越える負担を求められるとき。
 - 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - 宿泊しようとする者が、泥酔等により他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき、あるいは宿泊者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (千葉県旅館業法施行条例第15条の規定より)
- 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る)に従わないとき。





宿泊約款Ⅲ



(当ホテルの責任)

第13条

- 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときはその損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
- 当ホテルは、消防機関から(適)マークを受領しておりますが、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取り扱い)

第14条

- 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、出来る限りの同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。
- 当ホテルは、前項の規程にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取り扱い)

第15条

- 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当ホテルがその種類及び価格の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行なわなかったときは、当ホテルは15万円を限度としてその損害を賠償します。
- 宿泊客が当ホテル内にお持込になった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価格の明告のなかったものについては、5万円を限度として当ホテルは、その損害を賠償します。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第16条

- 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任を持って保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。
- 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは、当該当所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。
- 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては同条第2項の規程に準じるものとします。

- 前条および前3項に定めるほか、宿泊客の寄託物取扱、手荷物及び携帯品の保管等の細目については、当ホテルが別に定める預かり品規程によるものとします。

(駐車場の責任)

第17条

宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理にあたり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責に任じます。

(宿泊客の責任)

第18条

宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

別表第1

宿泊料金等の算定方法(第2条第1項、第3条第2項及び第12条1項関係)

	内 容	税 金
宿泊客が支払うべき総額	(1)基本宿泊料 イ.室料 (2)サービス料<(1)×10%> (3)税金 ロ.消費税	ロ.消費税 <(1)+(2)>×5%
	(4)飲食料及びその他の利用料金 (5)サービス料<(4)×10%> (6)税金 ハ.消費税	ハ.消費税 <(4)+(5)>×5%

備考

税法が改正された場合は、その改正された規定によるものとします。

別表第2

違約金(第6条第2項関係)

契約解除の通知を受けた日		不泊	当日	前日	9日前	20日前
契約申込人数						
一般	14名まで	100%	80%	20%		
団体	15名～99名まで	100%	80%	20%	10%	
	100名以上	100%	100%	80%	20%	10%

(注)

- %は基本宿泊料に対する違約金の比率です。
- 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分(初日)の違約金を収受します。
- 団体客(15名以上)の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前(その日より後に申込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日)における宿泊人数の10%(端数が出た場合には切り上げる。)にあたる人数については、違約金はいただきません。





宿泊約款Ⅱ



(営業時間)

第11条

当ホテルの主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備え付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクトリー等でご案内いたします。

(1)フロント・キャッシャー等サービス時間:

- イ.門限なし
- ロ.フロントサービス 24時間
- ハ.エクスチェンジサービス 24時間

(2)飲食等(施設)サービス時間:最終受付は各終了時間の30分前です。

レストラン名	営業時間
スカイレストラン 摩亜魯王洞	18:00～22:00
西洋レストラン ルミエール	朝 6:00～10:00
	昼 11:30～14:00
	夕 17:00～22:00
バー ギャラクシー	18:00～24:00
コーヒーラウンジ シンフォニー	10:00～24:00

(3)附帯サービス施設時間:最終受付は各終了時間の1時間前です。

附帯施設名	営業時間
マロウドスポーツセンター	10:00～22:30
テニスコート	10:00～日没まで
売店	7:00～23:00
駐車場	24時間

前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

(料金の支払い)

第12条

- 1.宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳及びその算定方法は、別表第1に掲げるところによります。
- 2.前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当ホテルが請求した時、フロントにおいて行なっていただきます。
- 3.当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

- 2.当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

(宿泊の登録)

第8条

- 1.宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、つぎの事項を登録していただきます。
 - (1)宿泊客の氏名、年令、性別、住所及び職業
 - (2)外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
 - (3)出発日及び出発予定時刻
 - (4)その他当ホテルが必要と認める事項
- 2.宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行なおうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

(客室の使用時間)

第9条

- 1.宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後1時から翌朝11時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
- 2.当ホテルは、前項の規程にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
 - (1)午後2時までは、室料金の30%
 - (2)午後5時までは、室料金の50%
 - (3)午後5時以降は、室料金の100%

(利用規程の遵守)

第10条

宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に掲示した利用規則及び、その他当ホテルが定める規定に従っていただきます。





利用規約



当ホテルでは、ホテルの品位を保ち、またお客様に安全かつ快適にお過ごしいただくため、宿泊約款第10条に基づき、下記のとおり利用規則を定めておりますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。この規則をお守りいただけない時は宿泊約款第7条第1項により、宿泊またはホテル内の諸施設のご利用をお断り申し上げます。また、この規則を守られないことによって生じた事故については、当ホテルは責任を負いかねますので特にご留意くださるようお願い申し上げます。

1. ご到着後直ちに客室ドアの裏側に掲示してある避難経路図、及び各階の非常口を御確認下さい。
2. ベッドの中など、火災の原因となりやすい場所での喫煙はなさないでください。
3. 客室内では火災の原因となるような行為はなさないでください。
また、暖房用、炊事用などの熱を発する器具及びアイロンなどをご使用なさないでください。
4. 下記の物品は、他のお客様の迷惑になりますのでお持込はお断りさせていただきます。
(イ) 動物、鳥類(首導犬は除く)
(ロ) 火薬、揮発油その他発火性、引火性のもの
(ハ) 悪臭を発するもの
(ニ) 常識的な量をこえる物品
(ホ) 法により所持を許可されていない鉄砲、刀剣、覚醒剤の類
5. ご滞在中お部屋から出られるときは、施錠をご確認ください。ご入室中や特にご就寝の時は、ドアの掛金をお掛けください。訪問者がございます場合は、ドア・スコープでご確認されるか、掛金をかけたままドアを半開きにしてご確認ください。
6. ご訪問客と客室内でのご面会をご遠慮願います。
7. 客室は宿泊以外の目的にご使用なさないでください。
8. ご滞在中の現金、貴重品の保管には、フロント貸し金庫(無料)をご利用いただくようお願い致します。万一紛失、盗難等が発生した場合、ホテルでは一切の責任を負いかねます。
9. お忘れ物は発見した日から7日間当ホテルで保管し、その後は遺失物法に基づいてお取り扱いさせていただきます。
10. ホテル内のレストラン、バー等をご署名によってご利用なさる場合は、必ず客室のカードキーをご提示ください。
11. 客室やロビーを事務所や営業所がわりとしてご使用することはお断りさせていただきます。

12. ホテル内では他のお客様に広告物の配布や物品の販売をするような行為はなさないでください。

13. 公衆電話はロビーにございます。客室内よりお電話をご利用の際は施設使用料が加算されますのでご了承ください。

14. 賭博その他風紀を乱し、他人に迷惑をかけるような行為をなさないでください。

15. 館内の諸施設および諸物品についてのお願い
- (イ) その目的以外の用途にご使用なさないでください。
 - (ロ) ホテルの外へ持ち出さないでください。
 - (ハ) 他の場所に移動したり加工したりしないでください。

16. 館内外の諸施設、備品の汚損、破損、紛失については、実費を申し受けます。

17. ゆかた等(部屋着)、スリッパのままで、客室からお出になることはご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

18. ご滞在中、フロントから勘定書の提示がございましたら、その都度、お支払いください。

19. お買物代、切符代、郵便切手代、等のお立替えはお断りさせていただきます。

20. ホテル外から飲食物等のご注文やお持ち込みはなさないでください。

21. ホテル内で撮影された写真などを許可なく営業上の目的で公になさることは、法的措置の対象となることがありますのでご注意ください。

22. 勝手ながら所定の税金のほか、お勘定の10%をサービス料として加算させていただきます。従業員への心づけはご辞退申し上げます。

23. お部屋の鍵は自動施錠式です。廊下へお出ましの際は必ずカードキーをお持ち下さい。またカードキーの紛失による損害につきましては当ホテルでは責任を負いかねます。

24. 駐車場の事故等につきましては当ホテルでは責任を負いかねます。

1.本規定の適用

宿泊者の貸金庫利用については、本規定を適用するものとします。

2.貸金庫利用契約の性質

貸金庫利用契約の性質は、当ホテルによって指定された特定の貸金庫(以下「貸金庫」という)の使用貸借であって貸金庫を利用する宿泊者(以下「利用客」という)が貸金庫に格納しようとする物についてその保管を約するものではありません。また当ホテルは、貸金庫内の格納物についての損害については一切責任を負いません。

3.利用期間

貸金庫の利用期間は、利用客が宿泊登録後貸金庫の利用を申込んだときからチェックアウトのときまでとします。

4.格納品の範囲

- (1)貸金庫には次に掲げるものを格納することができます。
 1. 現金
 2. 株券その他の証券
 3. 預金通帳、契約書その他の重要書類
 4. 宝石その他の貴重品
 5. 前各号に掲げる物に準ずるもの
- (2)当ホテルは、前項に掲げるものであっても、正当な理由があるときは、格納をお断りすることがあります。

5.貸金庫の鍵

貸金庫の鍵のうち、正鍵は当ホテルが利用客に渡して同人が利用期間中これを保管し、副鍵は当ホテルが保管するものとします。

6.貸金庫の開閉

- (1)貸金庫の開閉は、利用客が当ホテル係員にその都度申出たうえ、正鍵を同係員に渡し、同係員が正副両鍵を使用して行なうものとします。
- (2)格納品の出し入れは、当ホテルの定める場所で行なってください。

7.免責

当ホテルが利用客に渡した正鍵と外観上同一と認められる鍵を提示した者の申し出によって貸金庫の開閉が行なわれた場合は、申し出を行った者が貸金庫の利用申込みをした本人でない場合でも、又は使用された鍵が当ホテルの提供した正鍵でなかった場合でも、当ホテルは、免責されるものとします。

8.正鍵に紛失・毀損

- (1)正鍵を紛失し、又は毀損した場合、当ホテルの係員に直ちに申し出てください。貸金庫の開閉は、当ホテルの係員又はその指定する者によって貸金庫の錠前の破壊等貸金庫に損傷を与える方法でなされる場合があります。
- (2)正鍵を紛失し、又は毀損した場合には、貸金庫の開閉のために生じた貸金庫の損傷の回復に要する費用並びに錠前の取り替え又は鍵の作成に要する費用を申し受けます。又、この場合、当ホテルは、貸金庫の区画を変更することができます。
- (3)紛失した正鍵の使用によって生じた損害について、当ホテルは、一切責任を負いません。

9.明け渡し

- (1)利用期間が満了したとき、又は貸金庫を使用する必要がなくなったときは、利用客は直ちに貸金庫を当ホテルに明け渡すと共に、正鍵を返却してください。
- (2)利用客が貸金庫を明け渡されないで当ホテルを出発した場合、その後6日間経過してなお明け渡しが行なわれないときは、当ホテルは、当ホテルが相当と認める方法で貸金庫を開き、格納品を別途管理し、又は利用客がその所有権を放棄したものと見なしてこれを任意の方法、価格で売却し、売却が困難な場合には遺棄することができるものとし、利用客は当ホテルが行なうこれらの処分について一切異議を述べないものとします。
- (3)前項の処分に要する費用(貸金庫を開く際に公証人その他の者の立ち会いを求めたときはその費用を含む)は、利用客の負担とします。

10.貸金庫の修繕

貸金庫の修繕その他やむを得ない事情により、当ホテルが貸金庫の明け渡し又は区画変更を求めたときは、利用客は直ちにこれに応じてください。

11.緊急措置

法令の定めるところにより貸金庫の開閉を求められたとき、又は火災や格納品が当ホテルに損害を及ぼす等緊急の場合には、当ホテルは、当ホテルが相当と認める方法で貸金庫を開き、その最良で適切な措置を取ることができます。このために利用客に生じた損害について、当ホテルは、一切責任を負いません。

12.損害賠償

- (1)火災、地震その他当ホテルの責めによらない事由により、貸金庫の開庫に応じられなかったために生じた損害、及びこれらの事由による格納品の滅失、変質等の損害について、当ホテルは、責任を負いません。
- (2)利用客の格納に起因して当ホテル又は第三者が損害を受けたときは、利用客は、その損害を賠償しなければなりません。



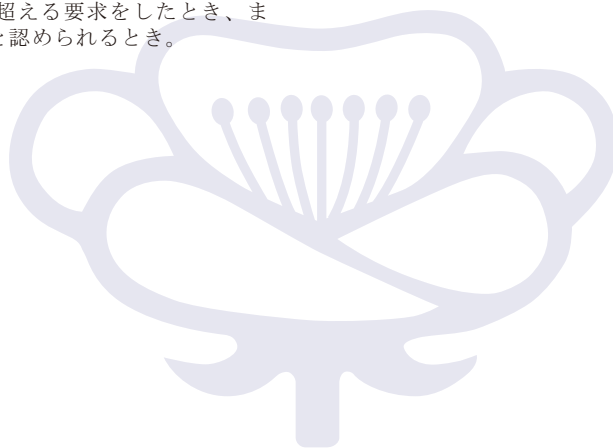
宿泊約款Ⅳ



(宿泊契約締結の拒否)

第5条 (7)以下、追加項目

- (8)宿泊しようとする者が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成4年3月1日施行)による指定暴力団および指定暴力団員等(以下「暴力団」および「暴力団員」とする)またはその関係者、その他反社会的勢力であるとき。
- (9)宿泊しようとする者が、暴力団および暴力団員が事業活動を支配する法人、その団体であるとき。
- (10)宿泊しようとする者が法人で、その役員のうちに暴力団員に該当する者があるとき。
- (11)宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (12)宿泊しようとする者が、宿泊施設もしくは宿泊施設職員(従業員)に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行い、あるいは、合理的範囲を超える要求をしたとき、またはかつて同様な行為を行ったと認められるとき。



(当ホテルの契約解除権)

第7条 1.(6)以下、追加項目

- (7)暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成4年3月1日施行)による指定暴力団および指定暴力団員(以下「暴力団」および「暴力団員」とする)またはその関係者、その他反社会的勢力であるとき。
- (8)暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人、その団体であるとき。
- (9)法人で、その役員のうち暴力団員に該当するものがあるとき。
- (10)当ホテルの宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (11)当ホテルもしくは宿泊施設職員(従業員)に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき、またかつて同様な行為を行ったと認められるとき。